

契丹文字墓誌の姿からわかること

契丹国時代墓誌の様式を探る

武田和哉

たけだ かずや / 太谷大学

契丹文字で書かれた墓誌は、
皇族など特定の血統の人物の陵墓から
しか出土していない。被葬者の
出自とは大きな関係がある。

契丹国（遼朝）時代の陵墓と墓誌

契丹国が成立したのは、唐滅亡後の907年である。契丹族は北アジア系の遊牧民で、元来は墓を作る習俗はなかったらしく、死者の亡骸は樹木の上などに架けられて葬送されていたという（『隋書』契丹伝）。しかし、唐の

影響下にあった時期に中華の諸制度が浸透したのであろうか、契丹国では皇族・貴族および高位の官僚（漢人含む）クラスは地下式の陵墓に葬られており、墓の基本的構造は中華世界におけるそれとほぼ変わらない。

このように、契丹国の支配者階層の陵墓制度は唐にならったものであったが、これらの墓には一定の割合で墓誌が副葬されている。その形態もやはり基本的には当時の中華世界で流行していた形式（ふたつの方形の板石を重ねる合子式）が大半を占めている。

これまでにみつかった契丹国時代の墓誌を概観すると、契丹人・漢人を問わず、大半の墓誌は漢文で書かれているのだが、契丹人皇族と国舅族（＝代々皇族と通婚する一族）の一部、および特殊な出自上の経緯から契丹人皇族と同じ待遇を受け国舅族とも通婚していた特定の漢人の血統の者の陵墓からのみ、契丹文字の墓誌が出土している。

現在までに、契丹国時代の墓誌は約220点が確認されており、このうち契丹人の墓誌は約90点、また漢人の墓誌は約130点、あと出自不明なのが数点ある。初期の契丹人の墓誌の出土事例は現時点ではまだ少ないが、例えば契丹国の建国して約35年後の会同五（942）年に薨去した皇族の有力者・耶律羽之の墓には、中華世界のものとは遜色のない墓誌が副葬されていた事実からすれば、墓誌を副葬することが、建国直後の時期から行われていたことが知られる。

墓誌の寸法と被葬者との相関関係

契丹文字墓誌の初出事例は、現時点で公開されているものでは、契丹大字で書かれたものは統和四（986）年の耶律延寧墓誌、また契丹小字のものは重熙二十二（1053）年の耶律宗教墓誌である。耶律延寧墓誌を除くと、あとの契丹文字墓誌はいずれも契丹国の興宗皇帝在位時以降のものであり、契丹文字が墓誌に使用される事例が多くなるのは、どうやら中期以降とみてよさそう。

ところで、中華世界では例えば唐代後半期のように藩鎮の勢力が割拠した一時期を除けば、墓誌の大きさや被葬者の身分・生前の地位には一定の相関関係があることが既に多くの研究者により指摘されているが、契丹国における墓誌もその例外ではない。



遼寧省博物院に展示されている契丹国の皇帝と皇后の哀冊（墓誌）。戦前に内蒙古・巴林右旗の慶陵で発見されたものである。上部の斜めに立てかけた台形の石が「蓋」、下の板状の石が「碑身」すなわち墓誌の本体である。大抵の場合、文字はこの碑身の上面に刻されていることが多いが、蓋の裏面に刻されている例も、いくつか存在する。



遼寧省北鎮市にある北鎮廟内の契丹国時代墓誌の収蔵状況。耶律宗教墓誌をはじめとする皇親たちの重要な墓誌がある。

表 1

	被葬者	墓誌の一边の寸法	例
I	皇帝	130～135cm程度	聖宗皇帝、道宗皇帝
II	皇后	125～130cm程度	聖宗仁德皇后、聖宗欽愛皇后、道宗宣懿皇后
III	皇太叔と妃	120cm前後	義和仁寿皇太叔祖・同妃
IV	皇親・有功の皇族とその妃、国舅族の有力者	100～110cm前後	耶律羽之（渤海国相）、耶律宗教（興宗弟）、耶律宗教（興宗弟）、耶律宗允（興宗弟）、耶律仁先（于越）、耶律弘世（道宗弟）と同妃、蕭和妻耶律氏（聖宗皇帝姉、聖宗欽愛皇后母）、蕭義（天祚妃父）など
V	宗室・国舅族の構成員	75～100cm程度	陳国公主（聖宗皇帝姪）、耶律弘用（興宗皇帝甥）、耶律元寧（耶律羽之孫）など
VI	皇族・他部の有力者	75cm程度より以下	耶律道清（耶律羽之曾孫）、蕭孝恭（楮特部・南府宰相家系）、蕭孝資（楮特部・南府宰相家系）、耶律元寧（于越魯孫か）など

契丹国の場合、皇帝・皇后の墓誌（この場合「哀冊」の表記が使われる）が出土しており、また皇帝に準ずる地位の人物やその妃や皇帝の兄弟や子などの皇親の事例も少なからずあるので、各墓誌の寸法および身分を比較すると、表1のような傾向が看取できる。

ただし、戦役時に建国者の太祖に拾われて猶子となった韓知古の血統は、その後皇族と同じ待遇を受けることになるのだが、知古の子息でこの韓氏一族繁栄の祖とも言うべき韓匡嗣の墓誌が出土しており、その大きさは一辺約120cmあって、表1の様相から見れば皇后に次ぐクラスに相当する。『遼史』ほか各種史料には、彼とその一門の権勢ぶりが伝えられているが、彼の墓誌の大きさはその記述を裏付けている。

このほかに、夫妻合葬で双方の墓誌がある場合、表1に示すI~IVまでの範疇では、夫の墓誌に比べて妻の墓誌は若干ながら寸法が小さくなるように作られている例が多く見受けられる。他方、Vでは妻が公主である場合は、墓誌が公主のみである例（陳国公主墓誌）や、夫と公主の墓誌の寸法が拮抗している例（蕭興言墓誌と永寧郡公主墓誌）という様相も見受けられる。もちろん、これには夫妻の死去の時期差やそれに伴う埋葬の経緯も関係している可能性もあるから、今後詳細かつ慎重な検討が必要であることは言うまでもない。

契丹文字墓誌の形態と出自との関係

前段でも述べたように、現時点において、契丹文字墓誌は契丹人皇族と国舅族および皇族扱いを受けた韓知古の血統の墓からしか出土していないことは、契丹文字墓誌と被葬者の出自には密接な関係があることを示唆しよう。

契丹文字墓誌も使用する文字（大字・小字）や、その形態もさまざまであるから、簡単にその形態等に注目して整理してみると表2の通りである。

まず、「A 漢文墓誌・契丹文字墓誌ともに蓋と碑身の二石ずつのセットの例」としては、表1におけるI皇帝・II皇后・III皇太叔と妃のクラスにのみ見られる。また、「B 蓋の表に契丹文が漢文の題記があり、蓋の裏は契丹文、碑身には漢文の墓誌がある例」としては、IV皇親・有功の皇族と妃などのクラスに見え、さらに彼らの近親者か子孫とおぼしき耶律習湮、耶律智先の例がある。そして、「C 配偶者のいずれかが契丹文字の墓誌である事例」は3例のみが知られる。わずかな例による分析なので明確な傾向は判断しにくい、この場合は3例とも配偶関係のうち皇族の耶律氏側の墓誌が契丹文字で国舅族の蕭氏側の墓誌

表 2

カテゴリーの様相	被葬者の出自の傾向	事例
A 漢文墓誌・契丹文字墓誌ともに蓋・碑身の二石ずつのセットの例	表1のI皇帝・II皇后・III皇太叔と妃のクラスにのみ見られる	道宗皇帝哀冊、道宗宣懿皇后哀冊、義和仁寿皇太叔祖・同妃
B 蓋の表に契丹文が漢文の題記があり、蓋の裏は契丹文、碑身には漢文の墓誌がある例	表1のIV皇親・有功の皇族と妃などのクラスにのみ見られる例、およびその子孫・親族など	耶律仁先、耶律宗教、耶律習湮(于越一最高位の名誉職官・魯不古の子孫か?)、耶律智先(耶律仁先の弟だが、要職経験なし)
C 配偶者のいずれかが契丹文字の墓誌である事例	これらのカテゴリーについては、現時点で明確な傾向は指摘しにくい	耶律昌允(契丹大字)と妻蕭氏(漢文)、蕭興言(漢文)と妻の永寧郡公主墓誌(契丹大字)、耶律(韓)敵烈(契丹小字)と妻の蕭烏魯本(漢文)
D 契丹文字墓誌のみの場合の例		



旧巴林右旗博物館での慶陵陪葬墓出土の契丹文字墓誌の保管状況。現在は新館で展示している。



契丹文字の墓誌を多く収蔵・展示している遼上京博物館。貴重な文物が多く収められており、展示方法も工夫されている。



皇族と同待遇を受けていた韓氏一族墓地の遠景。ここから多くの契丹文字墓誌が見つかったが、その契機は盗掘によるものである。

が漢文である、という共通点が今のところ見いだせる。最後に「D 契丹文字の墓誌のみの場合の例」については、現時点で明確な傾向は指摘しにくい。

以上のことから、まず契丹国時代の墓誌については、大きさと被葬者の身分・生前の地位には相関関係があり、さらに契丹文字墓誌が副葬されること、被葬者の出自には一定の相関関係があることについては、ほぼ確定であろう。殊に、表2におけるAの形態は皇帝・皇后等のごく一部にのみ限られており、極めて格式が高い。さらにBの形態も相対的に地位の高い人物の例に多くみられる点には注意をしなければならない。

契丹国の墓誌研究の今後の課題

以上、契丹国時代の墓誌の寸法、および契丹文墓誌の有無・形態以外にも、墓誌の蓋・碑身の装飾や墓誌文の内容構成、行配分・刻字の精緻さなど、分析の手掛かりとなることが見込まれる要素がさらにある。例外的な事例も当然存在するが、複数の項目から墓誌の形状やその完成度合を評価すると、その背景

にある製作過程や出自・身分的な事情等も判明する可能性がある。

よって、今後は刻されている文字だけでなく、これらの要素にも着目した分析が可能となるよう、「遺物としての墓誌」という観察視点が重要であり、そのためには今後は各種のデータの総合的な集積が課題となつてこよう。

さらにもうひとつ忘れてはならないのは、契丹国の墓誌の過半以上を占めている漢人の墓誌である。こちらの資料集積と分析も極めて重要な大きな課題である。現時点での予備的な調査で得た印象としては、宰相やそれに準ずるクラスの職位の者の墓誌はやはり相対的に墓誌の寸法が大きいなどの傾向があり、本書で論じたような契丹人の墓誌の傾向と同様であるように見受けられる。

それから、皇族扱いを受けた韓知古の血統であっても耶律姓を名乗ることがなく、他の漢人と同様の待遇にとどまっていた別の血統もある。こうした事例間の比較は、多民族的社会であった契丹国の社会の様相を考察する上で、貴重な知見をもたらしてくれるのではないだろうか。